

平成 30 年 5 月 15 日  
日 本 銀 行

## 記念貨に関する不祥事にかかる調査結果と対応について

本年 4 月 18 日に公表した記念貨に関する不祥事にかかる調査結果と対応は、下記の通りです。

日本銀行としては、今回の不祥事が生じたことを極めて重く受け止め、日本銀行が担う貨幣の流通に関する業務への信頼を一日も早く回復できるよう、全力を尽くしてまいります。

### 記

#### 1. 調査結果

##### (1) 被害の内容

本件不祥事による被害は、平成 29 年 11 月 27 日から 30 年 4 月 2 日までの間に、本店において、金貨 38 枚、375 万円が窃取されたものと判断しています（詳細は別紙ご参照）。

##### (2) 記念貨に関する全量調査

本店で被害が生じたことを踏まえ、各支店（全 32 か店）が保管する記念貨（額面 1 千円以上）について、本店と同様の全量調査を実施した結果、全支店において記念貨に不足は生じておらず、保管状況に問題がないことを確認しました。

##### (3) 被害の原因

日本銀行では、現金を取り扱う場合、2 名以上の者が相互に取扱状況を確認することとしています。また、その取扱状況については、事務取扱者のほかに全般監視者を配置して監視するとともに、監視カメラによるビデオ録画も行っています。貨幣の保管については、金庫内の貨幣収容袋の保管高を定期的を確認しているほか、監事による監査と検査役による検査において、監事または検

査役が指定する貨幣収容袋の内容（金種と枚数）を確認しています。

こうした体制のもとで、本件不祥事では、記念貨を鑑査し、袋に収容する作業の過程で、記念貨の抜き取りが行われ、かつ、そのことが4か月余りの間、判明せずにいました。その原因は、以下の通りです。

- ① 記念貨の鑑査・収容事務において、事務取扱者による相互の確認および取扱状況の監視が徹底されていなかったこと

全般監視者による監視とビデオ録画が行われていることをもって、事務取扱者による相互の確認が、特に収容作業の場面で徹底されていませんでした。なお、本件不祥事では、記念貨を窃取したと認定した事務取扱者(1名)が、もう1名の事務取扱者に別の作業を指示するなどにより、収容時の相互確認を困難にしていたケースがあったとみられます。

また、全般監視者は、監視対象に広がりがあるもとで、個別の取扱状況を近距離から常時監視する体制とはなっていませんでした。ビデオ録画は、事故等が生じた場合の検証に用いられるにとどまり、定期的はその内容の検証が行われていませんでした。

- ② 鑑査済みの貨幣収容袋の内容確認が、監査と検査を除き、行われていなかったこと

鑑査・収容事務が正確に処理されているとの前提のもとでは、貨幣収容袋が正しく施封されていれば、施封後に袋の内容は変動しないため、発券事務担当部署では、通常、貨幣収容袋の内容を確認していませんでした。

上記①と②により、本件不祥事を未然に防ぐことができず、また、その発見に長期間を要したことを踏まえると、記念貨に関する事務処理体制には不備があったものと判断しています。

## 2. 対応

### (1) 関係者の処分等

本件不祥事の関係者に対しては、以下の通り、処分等を行いました。

### ①記念貨の窃取を行った者

記念貨を窃取したと認定した者に対して、平成30年4月20日付けで、次の通り処分を行いました。

(対象者)	(内容)
発券局日本橋発券課 企画役補佐	懲戒免職

### ②管理・監督者等

記念貨を窃取したと認定した者の管理・監督者（4名）については、記念貨の取扱状況の相互確認および監視に関して、体制の整備あるいは現場の管理が不十分であったと認められることから、平成30年4月27日付けで、次の通り処分を行いました。なお、このうち3名からは、処分を受けるに当たり、自ら反省の意を表すべく給与返上の申し出があり、これを受理しました。

(対象者)	(内容)
発券局長	譴責 給与返上10%、3か月
発券局日本橋発券課長	譴責 給与返上10%、3か月
発券局日本橋発券課 企画役	譴責 給与返上10%、3か月
発券局日本橋発券課 企画役	戒告

また、発券局担当理事に対して、同日付けで、貨幣取扱部署の事務処理体制を早急に整備・強化するよう、総裁から「厳重注意」を行いました。なお、同理事から、自ら反省の意を表すべく俸給返上の申し出があり、これを受理しました。

(対象者)	(内容)
発券局担当理事	厳重注意 俸給返上10%、3か月

### (2) 再発防止策

本件不祥事の重大性に鑑み、上記の調査結果を踏まえて、以下の再発防止策を講じることとしました。これらの再発防止策を実施し、定着させることを通じて、日本銀行の担う貨幣事務に対する信頼の回復に取り組んでまいります。

## ①記念貨に関する事務処理体制の整備・強化

- a. 鑑査後の袋への収容は、2名以上の事務取扱者が同時に金種と枚数を確認しながら行うことを事務取扱規程に明記し、これを周知徹底します。
- b. 鑑査後の袋への収容に際し、別の事務取扱者が、秤量等により袋の内容の数量確認を行う扱いを新たに導入します。
- c. 取扱状況の全般監視について、現行の全般監視者とは別に、記念貨の鑑査・収容状況を近距離から監視する専担監視者を新たに配置します。
- d. 取扱状況のビデオ録画について、定期的にその一部の内容を検証する扱いを新たに導入します。
- e. 鑑査済みの貨幣収容袋について、定期的に一定量を抽出し、開封による内容（金種と枚数）の確認を行う扱いを新たに導入します。
- f. 貨幣の事務取扱いエリアに金属探知機を備え付け、同エリアを出入りする者の金属所持を探查する扱いを新たに導入します。
- g. 発券事務担当部署の全職員に対して、現金の取り扱いにおいては2名以上の者が相互に取扱状況を確認することを再徹底するとともに、研修等を通じて、常に厳正に事務を取扱うよう指導していきます。

## ②公正な職務の遂行に関する指導・教育

役職員に対するコンプライアンス研修等を強化するほか、職員各層が公正な職務遂行の重要性を十分に認識するよう、きめ細かい指導・教育を行っていきます。

以 上

## 記念貨に関する被害の内容

## (1) 被害のあった場所

日本銀行本店 発券局日本橋発券課

## (2) 被害のあった日および被害金品

下表の通りです。下表には、本年4月18日に公表した被害に加え、被害が最初に判明した時点で既に独立行政法人造幣局に引き渡していた記念貨について調査した結果、判明した不足を含みます。

被害のあった日	被害金品
平成29年11月27日から12月11日の間 <sup>(注)</sup>	10万円金貨（天皇陛下御在位60年記念） 2枚、20万円
平成29年12月11日	5万円金貨（皇太子殿下御成婚記念） 1枚、5万円
	10万円金貨（天皇陛下御即位記念） 1枚、10万円
平成29年12月18日	10万円金貨（天皇陛下御在位60年記念） 1枚、10万円
平成29年12月25日	〃 3枚、30万円
平成30年1月9日	〃 3枚、30万円
平成30年1月22日	〃 2枚、20万円
平成30年1月29日	〃 4枚、40万円
平成30年2月5日	〃 2枚、20万円
平成30年2月13日	〃 3枚、30万円
平成30年2月19日	〃 2枚、20万円
平成30年2月26日	〃 3枚、30万円
平成30年3月5日	〃 2枚、20万円
平成30年3月12日	〃 2枚、20万円
平成30年3月19日	〃 2枚、20万円
平成30年3月26日	〃 3枚、30万円
平成30年4月2日	〃 2枚、20万円
合計	38枚、375万円

(注) 被害のあった日が特定できていません。